

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市福祉タクシー利用料金助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	在宅の重度心身障害者が社会生活を営むため利用したタクシー料金の一部を助成する。
補助事業者	身体障害者手帳1級・2級、下肢不自由・体幹不自由の障害程度1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の受給者
補助対象経費	タクシーに乗車した際にかかるタクシー料金の一部
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>8,400千円（予算額）</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由 社会参加を促すためには少額であっても広く支援する必要があるため</p>
補助率等	<p>タクシー利用券（年間1冊：1枚500円×36枚＝18,000円）を交付し、1回あたり6枚まで使用できるもの</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 重度心身障がい者の経済的負担を軽減するとともに、社会参加の意欲の向上及び福祉の増進を図る必要があるため</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>要件該当者のうち、6割以上の交付</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式） 重度心身障がい者の経済的負担を軽減するとともに、社会参加の意欲の向上及び福祉の増進を図る</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成16年3月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段） 112チャンネル及びHP</p>
事業担当	<p>(担当部署) 社会福祉課</p> <p>(電話番号) 0259-63-5113</p>